

公益社団法人茨城県水質保全協会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県水質保全協会定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等の関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、報酬及び賞与（以下「報酬等」という。）を支給する。

- 2 非常勤役員には、報酬等を支給しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、会員外から選出された非常勤役員（以下「員外役員」という。）には、報酬を支給することができる。ただし、国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する一般職及び特別職（臨時及び非常勤の職を除く。）に当たる者には支給しないものとする。

(報酬等の額の算出方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 茨城県の出資法人等指導実施要領別表第2「常勤役員の給料月額」に定める額
 - (2) 期末手当 茨城県の特別職の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第4条第1項規定に基づき算出される額
- 2 員外役員に対する報酬の額は、社員総会の決議によって定められた日額の範囲内において理事については理事会において、又は監事については監事の協議により定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬は毎月25日に、期末手当は毎年6月及び12月に支給す

る。ただし、その日が国民の祝日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い国民の祝日、土曜日又は日曜日でない日とする。

- 2 員外役員に対する報酬は、理事会、監事監査及びこれに準じる会議等（以下「理事会等」という。）に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、その金額を通貨もって本人に支払う。ただし、本人からの申し出があったときは、本人の指定する金融機関に口座振込の方法により支払うことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（日割計算）

- 第6条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退職し、又は解任されたときは、その日まで報酬を支給する。
ただし、死亡により退職した場合には、その月まで報酬を支給する。
 - 3 前2項の場合であって、月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任されたときの報酬の額については、その月の総日数から職員の就業規則で定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算によって計算する。

（退職金）

- 第7条 役員には、退職金又は退職慰労金を支給しない。

（費用弁償）

- 第8条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払う。
- 2 非常勤役員が理事会等に出席したときは、旅費実費を支払う。ただし、員外役員に対しては、日当は支給しない。

（公表）

- 第9条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改正）

- 第10条 この規程の改正は、社員総会の決議により行う。

（補則）

- 第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人茨城県水質保全協会の設立の登記の日から施行する。